

枚方市下水道排水設備指定工事店（新規・更新） 提出書類等一覧表

個人用

様式 番号	必要書類等	備考
第1号	下水道排水設備指定工事店指定申請書	
個別様式	住民票記載事項証明書	代表者のもので発行から3か月以内 ※営業所の住所が代表者の住所と異なる場合、営業所の住所がわかる書類（例えば、郵便物等写し）が必要です。
第2号	経歴書	代表者の経歴書
個別様式	身分証明書	・本籍所在地の市町村長発行のもの ・代表者のもので発行から3か月以内 ・日本国籍を有しない者にあつては、破産手続開始の決定を受けて復権していないものに該当していないことを誓約する書類
第3号-1	「営業所の平面図及び付近見取図」並びに写真	・写真は、営業所の外部及び内部の状態がわかるもの数枚
第3号-2	「資材置場の平面図及び付近見取図」並びに写真	・営業所と場所が同じの場合、付近見取図は不要 ・写真は、資材置場の外部及び内部の状態がわかるもの数枚
第4号-1	専属責任技術者名簿	
第4号-2	専属責任技術者名簿	責任技術者が多数の場合のみ
個別様式	大阪府下水道協会または各市町村から交付を受けた下水道排水設備工事責任技術者証の写し	登録者全員分が必要
第5号	主要設備及び器材一覧表	
第6号	下水道排水設備指定工事店従業員名簿	
個別様式	枚方市下水道排水設備指定工事店証の写し	更新申請時のみ ※更新申請時に紛失している場合は、紛失届(様式第10号)の提出が必要。
個別様式	他市の下水道排水設備指定工事店証の写し	新規申請時のみ
第7号	誓約書	
—	手数料（5,000円）	窓口申請の場合は、持参してください。
—	手数料（5,000円）の納付書 送付用封筒 ①宛先(工事店住所)記入 ②定形（新規・更新申請時） 84円切手添付	郵送申請の場合
—	工事店証 送付用封筒 ①宛先(工事店住所)記入 ②定形外（新規申請時） 390円切手添付 （更新申請時） 120円切手添付	窓口に工事店証を受け取りに来られる場合は、不要です。

次の場合は、上下水道総務室総務課までお問い合わせください。

- ・指定工事店の指定を廃止・休止・再開する場合（様式第8号）
- ・商号・代表者・住居表示等の変更がある場合（様式第9号）
- ・指定工事店証を紛失した場合（様式第10号）
- ・指定工事店証の再交付を受ける場合（様式第11号）

〒573-1030 枚方市中宮北町20-3
枚方市上下水道局 上下水道部
上下水道総務室総務課
電話：072-848-4196（直通）
ファクス：072-848-8255
メール：suisou@city.hirakata.osaka.jp
※午前9時から午後5時30分まで
（土・日曜日、祝日を除く）